

外国人介護人材住居確保支援事業費補助金 よくある質問集 (FAQ)

Q1. どのような法人が補助の対象になりますか？

A1. 宮崎県内で介護事業を行う施設または事業所を運営する法人で、外国人介護人材を受け入れている（または予定している）法人が対象です。

※県税の滞納がないことや、暴力団関係者でないこと、個人住民税の特別徴収を実施していることなどの要件があります。

Q2. 外国人介護職員の在留資格に制限はありますか？

A2. 以下のいずれかの在留資格で、介護職として受け入れる外国人が対象となります。

- ①特定活動（経済連携協定（EPA）に基づく外国人介護福祉士候補者等）
- ②介護
- ③技能実習
- ④特定技能1号

Q3. 外国人職員が家賃の一部を自己負担している場合はどうなりますか？

A3. 補助対象となるのは「法人が実際に負担した額」のみです。家賃総額から職員本人負担分（給与天引き等を含む）を差し引いた金額で申請してください。

Q4. 月の途中から雇用（入居）を開始した場合、その月の家賃はどう計算しますか？

A4. 雇用開始した月、および補助対象期間（12か月目）が月の途中である場合は、日割り計算が必要です。

- 計算例：10月20日に雇用開始した場合
 - 開始月（10月分）：家賃月額 × 12日間（20日～31日） / 31日
 - 終了月（翌年10月分）：家賃月額 × 19日間（1日～19日） / 31日（※翌年度の申請となります）

Q5. 今年度の補助対象となる期間を教えてください。

A5. 「雇用開始日から1年間」のうち、当該年度内（4月1日から3月31日まで）にかかる期間が対象です。

（例：令和8年10月20日雇用開始の場合、今年度の対象は「R8. 10. 20～R9. 3. 31」となります）

Q6. 支払日と対象年度の関係について注意点はありますか？

A6. 4月分の家賃であっても、前月3月中に支払った場合は、前年度の支出となるため今年度の補助対象外です。一方、今年度3月の支出であっても、それが翌月4月分の家賃である場合は、来年度にかかる経費であるため、今年度の補助対象外となります。

Q07. 「実際に就労を開始した日」を確認できる書類は何が必要ですか？

A07. 客観的な証明のため、以下のいずれかの写しを提出してください。

①雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）

②最新の雇用契約書（または覚書）

※在留資格申請時の当初契約ではなく、実際の就労開始日が「雇用期間開始日」として明記されているもの。

Q08. 補助金はいつ支払われますか？

A08. 本補助金は「精算払」です。事業終了後に「実績報告書」を提出し、県が金額を確定させた後、改めて「交付請求書」を提出いただくことで指定口座に振り込まれます。